

【公印・契印省略】

総統勢第190号

令和5年6月26日

公益社団法人 全日本不動産協会理事長 殿

総務大臣

令和5年住宅・土地統計調査への協力について（依頼）

総務省は、本年10月に令和5年住宅・土地統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計「住宅・土地統計」を作成するための調査）を実施します。

住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住戸」という。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住戸に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を提供するものです。

つきましては、令和5年住宅・土地統計調査の円滑な実施を図るため、統計法第30条第1項の規定に基づき、別紙について、貴協会への協力依頼を行いますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、総務省ではこのほかに労働力調査、家計調査及び小売物価統計調査を毎月実施しております。これらの調査につきましても、併せて御配慮をお願いいたします。

令和5年住宅・土地統計調査に係る協力依頼事項

別添1の内容につきまして、貴協会の会員の皆様を通じ管理組合の皆様へ御周知いただきますようお願いいたします。

また、令和5年住宅・土地統計調査は、地方公共団体を通じて実施することとしており、地方公共団体が改めて調査への御協力をお願いする場合がありますので、このことを併せて貴協会の会員の皆様を通じ管理組合の皆様へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

加えて、総務省で毎月実施している、労働力調査、家計調査及び小売物価統計調査※においても世帯又は不動産管理会社等を訪問させていただくことがあります。これらの調査につきましても、調査への協力が得られますよう併せて御配慮をお願いいたします。

※ 小売物価統計調査では、民営借家の家賃を把握するため、民営借家を賃貸している不動産管理会社等を対象にした家賃調査を実施しています。令和6年1月から、新たな家賃調査地区で調査を開始しますので、調査への御協力について、別添2の内容につきましても御周知いただきますようお願いいたします。

【参考】

統計法（平成19年法律第53号）（抄）

第三十条 行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（次項において「被要請者」という。）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

2 （略）

【事務担当】

総務省統計局統計調査部国勢統計課
住宅・土地調査第一係
連絡先：03-5273-1154
E-mail：c-jyuuchou1@soumu.go.jp

